

○富良野市都市計画審議会条例

平成12年3月24日条例第22号

改正

平成27年3月20日条例第20号

富良野市都市計画審議会条例

富良野市都市計画審議会条例（昭和44年条例第42号）の全部を改正する。

（設置）

**第1条** 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第77条の2第1項の規定に基づき、富良野市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

**第2条** 審議会は、法第77条の2第1項及び第2項に定める事項の他、市長の諮問に応じその他必要と認める事項について調査審議する。

（組織）

**第3条** 審議会は、委員13人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

（委員及び臨時委員）

**第4条** 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。

（1）学識経験のある者 10人以内

（2）市議会議員 3人以内

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 委員の任期は4年とする。ただし、職能の故をもって任命された委員の任期は、当該職における任期までとする。

4 委員が欠けた場合は、新たに委員を任命することができる。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 市長は、特別の事由があるときは、任期中であっても、委員を解任することができる。

7 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

**第5条** 審議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

（議事）

**第6条** 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委任）

**第7条** この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は市長が定める。

## 附 則

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の富良野市都市計画審議会条例（以下「改正前の条例」という。）第1条の規定により置かれている富良野市都市計画審議会は、この条例による改正後の富良野市都市計画審議会条例（以下「改正後の条例」という。）第1条の規定により置かれた富良野市都市計画審議会とみなす。
- 3 この条例の施行の際、現に改正前の条例第4条第1項の規定により富良野市都市計画審議会の委員に任命されているものは、改正後の条例第4条第1項の規定により富良野市都市計画審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、委員の任期については、その者が改正前の条例第4条第1項の規定により任命された日から起算する。

## 附 則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。